

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、
第23号第5項の情報について

株式会社三栄機械
由利本荘市川口字家妻146番地の3
許可番号：派05-300113
事業年度：令和1年12月1日から
令和2年11月30日まで

1. 派遣先事業所数及び派遣労働者数

派遣先事業所数	当該事業年度中	0事業所	派遣労働者数	令和3年6月1日現在	0人
---------	---------	------	--------	------------	----

2. 派遣料金、派遣労働者の賃金の平均額、マージン率（当該年度期間中）

派遣料金平均額 1日（8時間当たり）の額（A）	派遣労働者の賃金平均額 1日（8時間当たり）の額（B）	マージン率 （A-B）/A
0円	0円	0%

マージンに含まれる費用

社会保険料などの事業者負担分	健康保険料、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険など
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先からは徴収できません）
会社運営に係る経費	健康診断費用、募集費用、営業費用、就業管理費用、教育訓練費用、事務管理費用等々
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた粗利

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○キャリア・コンサルティングの相談窓口：事務所内 担当者：齋藤弘文 0184-23-1094

○キャリアアップに資する教育訓練

訓練の種別・内容	訓練時間	方法	対象者	賃金支給	費用負担
新規採用者訓練	2時間	OFF-OJT	新規採用者	有	無
機械操作・組立訓練	12時間	OFF-OJT	入社1年目以上	有	無
溶接作業訓練	12時間	OFF-OJT	入社1年目以上	有	無
リーダー研修	6時間	OFF-OJT	入社2年目以上	有	無

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結していない

5. 特定有期雇用派遣労働者等の雇用安定措置を講じた人数

雇用安定措置の内容	人数
第1号措置 派遣先への直接雇用の依頼した者	0
うち、派遣先に雇用された者	0
第2号の措置 新たな就業機会（派遣先）を提供した者	0
第3号の措置 派遣元事業主において向き雇用した者	0
第4号の措置 その他安定した雇用の継続が確実に図られると認められる措置した者	0

6. その他参考と認められる事項等

- ・ 定期健康診断
- ・ 年1回の全社員1泊2日慰安旅行
- ・ 永年勤続表彰制度（15年）